

高知くらしの護身術

368

新聞の解約

無理のない契約を

(2015年9月15日掲載原稿)

新聞の訪問販売に関する相談で、高齢者を中心に、長期契約の中途解約に関するトラブルが増えています。

【事例①】現在購読しているA新聞との契約が終わる10年後から、B新聞を購読する契約をした。だが目の具合が良くないので、B新聞との契約の解約を申し出たところ、景品代を請求された。

【事例②】12年先までの契約をしていたが、解約を申し出ると高額な景品代を請求された。

【事例③】老人ホームに入居するため、9年間の契約の解除を申し出ると「景品を買って返せ」と言われた。

高齢者の場合、契約期間中に体調を崩したり、介護施設に入ったりするなど、購読が続けられなくなる場合があります。

しかし契約期間の定めがある契約は、消費者の都合で一方向的に解約することはできません。解約条件として、販売店から渡された景品代金の返還を求められるケースも少なくありません。

中途解約は、販売店との話し合いで解約条件を決めることになります。

日本新聞協会と新聞公正取引協議会が策定した「新聞購読契約に関するガイドライン」によると、▽購読者の死亡▽購読が困難となる入院▽転居一などの事情がある場合、直ちに解約の申し出に応じることとされています。

そのような事情がなく、読者の都合による解約の申し出に対しては、販売店が購読者と丁寧に話し合い、解約の承諾や契約期間の変更など、事情に即した穏便な解決を図ることを求めています。

トラブルに遭わないためには、高額な景品につられての契約は避け、将来無理とならない範囲・期間で契約するようにしましょう。

訪問販売で新聞を契約した場合、書面を受け取った日を含め、8日間は無条件で契約を解除（クーリング・オフ）することができます。